生活介護 (利用定員30名のサービス費)

(1) 介護給付費対象サービス利用料金

利用者の障害支援区分	区分 6	区分 5	区分 4	区分	3	区分 2 以下
サービス利用料金(1日あたり)	11,500 円	8,540 円	5,840 円	5,2	30 円	4,750 円
加算項目					全障	害支援区分 共通
食事提供体制加算(1日あたり・生活介護のみの方) ※収入が一定額以下の方に対して、食事を提供した場合						300 円
人員配置体制加算 (Ⅲ) (1日あたり) ※手厚い人員配置体制をとっている場合(直接処遇職員配置基準常勤換算2:1)						1,360 円
福祉専門職員配置等加算 (II) (1日あたり) ※常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は 公認心理師の資格保有者を25%以上雇用している場合						100円
福祉専門職員配置等加算 (Ⅲ) (1日あたり) ※生活支援員のうち、常勤の従事者が 75%以上である場合						60 円
常勤看護職員等配置加算(四) ※看護職員を常勤換算で1人以上配置している場合、配置人数を乗じて算定					240 円	
初期加算(1日あたり) ※利用開始日から起算して30日以内の期間について算定					300 円	
福祉・介護職員等処遇改善加算(I) (1月あたりの報酬全体に対する割合を算定する) ※福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られている場合						8.1%

◆ 市町村が発行する「障害福祉サービス受給者証」に記載された利用者負担上限月額が1か月あたりの負担の上限額になります。<u>利用者負担上限月額が0円</u>になっている方は、介護給付費対象サービスに係る自己負担は0円になります。

(2) 介護給付費対象外サービス利用料金(以下のサービスについては、実費等の料金を負担していただきます。)

サービスの種類	金 額
食事の提供① (施設入所支援ご利用の方 1日あたり)	1,500円
食事の提供②(生活介護のみの利用の方、1食あたり)	520 円
食事の提供③(生活介護のみの利用の方で食事提供体制加算該当の方)	320 円
おやつ代(週4回月,水,金,土の15時に提供されるもの1回)	110 円
特別な行事食	実費
日用生活品等購入費 (個別的で共有できないもの)	実費
創作活動に係る材料代や行事・外出等に係る費用	実費
送迎サービス	送迎は行わない ものとします
その他 係る費用	実費